

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所

運 営 規 程

医療法人 聖祥会  
グループホームゆうかり

(事業の目的)

第1条 この規程は 医療法人聖祥会が設置・運営するグループホームゆうかり（以下「事業所」という）が指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等が要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という）を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護及び要支援状態の入居者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の状況を踏まえ、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 事業の実施にあたっては、入居者一人一人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な雰囲気の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮して行う。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、長寿あんしん相談センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るとともに、自らその提供するサービスの評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価をうけて、常にその改善を図らなければならない。

6 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定認知症共同生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 全各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	グループホーム ゆうかり
所在地	鹿児島市吉野町 3389 番地 6

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

職務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 2名 (常勤兼務)

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携並びに調整を行う。

(3) 介護職員 12名以上 (常勤換算)

入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

(定員)

第5条 本事業所の入居の利用定員は18名とする。

(サービスの内容)

第6条 事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助等

2 事業所は、要介護者であって認知症の状態にある者を対象に、共同生活をおくる住居を準備し、利用者3名に1名以上の介護職員を配置(夜間は当直)し、共同生活介護を提供する。

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 事業所の管理者は、計画作成担当者に指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加機会の提供等により、入居者の多様な活動の確保に努める。

3 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者及びその家族に対して説明し、入居者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成した際に

は、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を入居者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び入居者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 介護は入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

#### （サービスの利用料）

第8条 事業所が提供するサービスの利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし  
法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の額を受けものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次の項目に関しては別の利用料金の支払いを受ける。

- |  |                      |        |
|--|----------------------|--------|
| (1) 食材料費   | 1日                   | 1,400円 |
| (2) 住宅費  | 1日                   | 1,300円 |
| (3) 水道光熱費  | 1日                   | 700円   |
| (4) オムツ購入費   | 当該費用を立替払いし、実費分を徴収する。 |        |
| (5) 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い入居者の同意を得る。その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入居者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。 |                      |        |

#### （記録の整備）

第9条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第百六十一条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第百六十一条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### （入居にあたっての留意事項）

第10条 事業所への入居に当たっては、主治医の診断書に基づき、認知症であることを確認し、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

2 入居申し込み者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供する事が困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(地域との連携等)

第11条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が、相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(苦情等の処理)

第12条 事業者は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 護事業者は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供したサービスに係る入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう法規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

※介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

- ・ 鹿児島市長寿支援課

〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 電話番号：099-216-1277 FAX：099-219-4559

- ・ 鹿児島県国民健康保険団体連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 7-4 電話番号：099-206-1084 FAX：099-206-1069

- ・ 鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第 14 条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させたため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置についても記録する。

3 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 消防施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する画に基づき、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者は法人事務長又は事業所管理者を充て、火元責任者は事業所職員を充てる。

3 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

5 非常災害用設備点検は有効に保持するよう努める。

6 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。

7 防火管理者は、従業員に対して防火教育、防火訓練を実施する。

- (1) 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・非難）……年2回以上
- (2) 入居者を含めた総合訓練……年1回以上
- (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底……年1回以上
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を整備する。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して実施できるものとする）を定期的で開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（運営推進会議）

第19条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する

者等により構成される協議会を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の態勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 定期研修 年2回以上

2 事業所は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は、指定日から施行する。

平成27年7月 一部改正

平成27年8月 一部改正

令和元年10月 一部改正

令和2年1月 一部改正

令和3年3月 一部改正

令和4年3月 一部改正

令和6年3月 一部改正